

## 恩給法における受給権失格等の規定について

### 1 恩給の受給権の失格

恩給法(大正12年制定時)

第五十一条 公務員左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ引続キタル在職ニ付  
恩給ヲ受クルノ資格ヲ失フ

- 一 懲戒、懲罰又ハ教員免許状褫奪ノ処分ニ因リ退職シタルトキ
- 二 在職中陸軍刑法若ハ海軍刑法ニ依リ死刑、懲役刑若ハ一年以上ノ禁  
錮ノ刑ニ処セラレ又ハ其ノ他ノ法令ニ依リ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルト  
キ

2 (略)



恩給法(昭和22年改正(現行))

第五十一条 公務員左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ引続キタル在職年ニ  
付恩給ヲ受クルノ資格ヲ失フ

- 一 懲戒、懲罰又ハ教員免許状褫奪ノ処分ニ因リ退職シタルトキ
- 二 在職中禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキ
- 三 弾劾ニ関スル法令ノ適用ニ依リ退職シタルトキ
- 四 会計検査院検査官職務上ノ義務ニ違反スル事実ニ付会計検査院法第  
六条ノ規定ニ依リ退職シタルトキ

2 (略)

【制定の背景】(「新恩給法釈義(樋貝詮三(法制局参事官・恩給局書記官)大正13年良書普及会)」より抜粋)

○ 「本條ヲ置クノハ官紀維持ノ上止ムヲ得ナイ」

○ 陸軍刑法及び海軍刑法による刑罰について異なる扱いとしていたのは、「軍刑法ハ軍紀維持ノ必要上刑ガ比較的重クテ、一年未滿ノ禁錮ノ刑ナドハ秩序罰ガ多イ。之ヲ普通刑法デ禁錮ノ刑ニ処セラレタ者ト同様ニ失格セシムルノハ甚ダ不当ノ感ヲ起サシメル」ため。

## 2 年金恩給権の消滅

恩給法(大正12年法制定時)

- 第九条 年金タル恩給ヲ受クルノ権利ヲ有スル者左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ権利消滅ス
- 一 死亡シタルトキ
  - 二 死刑又ハ無期若ハ六年以上ノ懲役若ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキ
  - 三 国籍ヲ失ヒタルトキ

恩給法(昭和8年改正)(抄)

第九条 (略)

- 一 (略)
- 二 死刑又ハ無期若ハ二年ヲ超ユル懲役若ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキ
- 三 (略)

2 在職中ノ職務ニ関スル犯罪(過失犯ヲ除ク)ニ因リ禁錮以上ノ刑(陸軍刑法又ハ海軍刑法ニ依ル一年未滿ノ禁錮ノ刑ヲ含マス)ニ処セラレタルトキハ其ノ権利消滅ス但シ其ノ在職カ普通恩給ヲ受ケタル後ニ為サレタルモノナルトキハ其ノ再在職ニ因リテ生シタル権利ノミ消滅ス

恩給法(昭和21年改正)(抄)

第九条 (略)

- 一 (略)
- 二 死刑又ハ無期若ハ二年ヲ超ユル懲役若ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキ
- 三 (略)

2 在職中ノ職務ニ関スル犯罪(過失犯ヲ除ク)ニ因リ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ権利消滅ス但シ其ノ在職カ普通恩給ヲ受ケタル後ニ為サレタルモノナルトキハ其ノ再在職ニ因リテ生シタル権利ノミ消滅ス

恩給法(昭和22年改正(現行))

- 第九条 年金タル恩給ヲ受クルノ権利ヲ有スル者左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ権利消滅ス
- 一 死亡シタルトキ
  - 二 死刑又ハ無期若ハ三年ヲ超ユル懲役若ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキ
  - 三 国籍ヲ失ヒタルトキ

2 在職中ノ職務ニ関スル犯罪(過失犯ヲ除ク)ニ因リ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ権利消滅ス但シ其ノ在職カ普通恩給ヲ受ケタル後ニ為サレタルモノナルトキハ其ノ再在職ニ因リテ生シタル権利ノミ消滅ス

## 【制定・改正の背景】

- 明治40年の刑法改正時に「犯罪ノ効果トシテ資格ヲ喪失セシムルノ規定ハ総テ之ヲ特別ノ法令ニ譲ルコトセリ(刑法沿革綜覧)」とされた。
- 大正12年の立法当初、「恩給ノ神聖ヲ保ツ上ヨリ失権ノ原因トシタノdeal」(新恩給法釈義)として、旧刑法において重罪の刑に相当する死刑又は無期若しくは6年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられることを失権事由としていたものと考えられる。
- 昭和8年、主として財政的見地から恩給法を見直した際に、「在職中の職務に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられたるとき」の要件を追加。

これは、第51条により「在職中ニ刑ガ言渡サレルヤウナ場合ニ於テハ、当然失格ヲ来スノデアリマス、……ソレトノ振合上カラ申シマスルト、早く辞職シテシマツテ、刑ノ言渡ガ辞職後ニナレバ、全ク同ジヤウナモノデモ、一方ニ於テハ恩給権ヲ失ハナイ、他方ニ於テハ恩給権ヲ失フト云フヤウナ両様ノ差別アル場合ガソコニ現レテ参リマスノデアリマスガ、公平ノ上カラ申シマシテモ、此改正ノヤウニスルノガ適當」(昭和8年2月27日帝国議会衆議院恩給法中改正法律案委員会 樋貝詮三内閣恩給局長答弁)とされたことによるもの。

また、この規定は、「主ニ官紀事務ノ方面カラ参リマスカラ」「職務ニ関係ナイヤウナ犯罪」(同答弁)について追及することすることは相当としなかった。
- 同時に、刑罰を原因とする失権については、6年以上の懲役又は禁錮を、2年を超える懲役又は禁錮に改正。これは、執行を猶予することができた「二年ノ所ヲ標準ニシテ、ソレ以上ナラバ失権サシテ了フ、ソレヨリ以下dealナラバ失権ヲサセナイヤウニシタ方ガ、今日ノ刑政ノコトヲ考慮ニ入レマシテ恩給法ヲ考ヘルコトニナツテ、適當」(同答弁)としたもの。
- 昭和22年、執行猶予を付すことができる刑期の上限が2年から3年に改正されたことに伴い、恩給法も昭和23年に懲役又は禁錮3年を超えるに改正。